

中国諸清規における罰則について

金子 奈央

1. はじめに

本稿では現存最古の禅宗清規である『禅苑清規』から『勅修百丈清規』までを対象⁽¹⁾として、諸清規に記される罰則を確認する。罰則への着目により、禅宗叢林を規定する理念・法意識やイデオロギーを逆に照射することが出来るのではないかと考えるからである。

管見の限り、対象とする禅宗清規には罰則の記述がそれほど多いとはいえない。本稿においては、なにがしかの行為に対して「罰」を与える、といった〈与罰〉の記述のほか、『禅林象器箋』における代表的罰則名を手掛かりとする。無着道忠が著した『禅林象器箋』「第十五類 罪責門」には、禅宗叢林における代表的な罰則・処罰⁽²⁾が示されている。

この『象器箋』に掲げられた罰則を手掛かりとして、既に尾崎正善が修行に関わる罰則を分析した論考を発表している。尾崎の論考は、日本の清規関連文献を対象として、その内特に修行に関わる罰則を主として扱っており、その研究の立場は〈一禅者としての「本来あるべき教団の姿」を見据えたものと思われる⁽³⁾。

そこで本稿では、中国において撰述された諸清規を対象として罰則について確認することにより、違反者への与罰や集団からの排除がどのような理念にもとづいているのか等、宗教学的観点からの研究のための手掛かり及び基礎データを得ることを目的とする。

さらに、本稿が対象とする禅宗清規における罰則記述を確認する中で、追放処分等に関する記述の多くの源泉が「禅門規式」というテキスト—「史上初の清規の制定者」として禅宗史において崇拜対象となってきた百丈懷海⁽⁴⁾関連のテキスト—であることが分かってきた。

そこで、以下においてはまず、追放処分を中心とする記述から、百丈懷海が制定したと認識されてきた罰則がどのように後代の禅宗清規に継承され、解釈されてきたのか、その確認をとりたい。その上で、中国において撰述された禅宗清規に記述される罰則を『象器箋』の分類に即しながら、その概要を確認する。

2. 清規における罰則と百丈懷海

本稿で対象とする中国撰述の諸清規—『禅苑』から『勅規』まで—における罰則について、『象器箋』に記載された罰則名称を手掛かりに確認してみたところ、類似した記述・表現が頻出することに気がついた。これらが参照したと思われるテキストは、『景德伝灯録』巻六・「洪州山百丈懷海禅師」章に付される「禅門規式」の第十三—十五段に記される罰則規定とその理念である。

「禪門規式」とは、百丈懷海が制定したと信じられる史上初の清規（所謂「百丈古清規」）の概要を伝えるテキストとして、中国禪の宗派内において認識され、また近代的清規研究においても「古清規」の概要を推定するために用いられてきたテキストである⁽⁵⁾。

以下においては、「禪門規式」に記される罰則規定とその理念が、『禪苑』・『禪林』・『勅規』においてどういった形で受容されているのかを確認する。

2. 1. 「禪門規式」における罰則規定

ここでは「禪門規式」⁽⁶⁾より、罰則規定に関わる部分⁽⁷⁾を確認しておく。

2. 1. 1. 「禪門規式」第十三段

或有假號竊形混于清衆，并別致喧撓之事，即堂維那檢舉，抽下本位挂搭⁽⁸⁾，擯令出院者，貴安清衆也⁽⁹⁾。[大正藏 51 : 251a : 20-23]

（或いは號を仮りて形を窃みて清衆に混じ、並びに別に喧撓の事を致すこと有らば、即ち堂の維那檢挙し、本位の挂搭を抽下し、擯けて出院せしむるは、清衆を安ずるを貴ぶなり。）

偽りに名乗って（僧形を）^{かた}騙って清衆に紛れ込んだり、さらに騒ぎや混乱を起こす事があるのであれば、即時に堂の維那が檢挙し、安居の為に留まる許可を無効とし、放逐して出院させるのは、清衆が安らかに過ごす事を大切に考えるからである、とある。

ここでは僧侶を騙って叢林に入り込む、騒動を起こす、といった行為への罰として追放処分に関わる語「擯」・「出院」一が確認できる。

2. 1. 2. 「禪門規式」第十四段

或彼有所犯，即以拄杖⁽¹⁰⁾杖之，集衆燒衣鉢道具，遣逐從偏門而出者，示恥辱也。[大正藏 51 : 251a : 23-24]

（或いは彼の犯する所有らば、即ち拄杖を以て之を杖ち、衆を集めて衣鉢道具を焼かしめ、遣逐して偏門より出さしむるは、恥辱を示すなり。）

またある場合は、その者が違反する点があれば、即時に拄杖によって打ち、衆を集めて衣鉢や道具を焼かせ、放逐して傍門である偏門から追い出させるのは、恥辱を示すためである、とある。

ここでは違反行為に対する鞭打ち、所有品の焼却と偏門からの追放が記される。

2. 1. 3. 「禪門規式」第十三段

詳此一條，制有四益。一，不汚清衆，生恭信故 [三業不善，不可共住。準律合用楚壇法治之者，當驅出院。清衆既安，恭信生矣。] 二，不毀僧形，循佛制故 [隨宜懲罰。得留法服。後必悔之。] 三，不擾公門，省獄訟故。四，不洩于外，護宗綱⁽¹¹⁾故 [四來同居，聖凡孰弁辨。且如來應世，尚有六群之黨。況今像末，豈得全無。但見一僧有過，便雷例譏誚。殊不知，以輕輕衆壞法，其損甚大。今禪門若稍無妨害者，宜依百丈叢林格式，量事區分。且立法防姦，

不爲賢士。然寧可有格而無犯，不可有犯而無教。惟百丈禪師護法之益，其大矣哉。][大正藏 51 : 251a : 24-251b : 1]

(此の一條制を詳らかにするに四益有り。一には、清衆を汚さず、恭信を生ずるが故に [三業不善ならば、共住すべからず。律に準ずるに合に梵壇法にて之を治すべき者は、当に駆けて出院せしむべし。清衆の既に安すれば、恭信の生ずるが故に。]。二には、僧形をそこな毀わず、仏制に循ずるが故に [宜しきに随って懲罰す。法服に留むるを得ば、後に必ず後悔す。]。三には、公門を擾さず、獄訟を省くが故に。四には、外に洩らさず、宗綱を護るが故に [四来にして同居すれば、聖凡孰いづれか弁ぜん。且つ如来の応世にすら、尚ほ六群の党有り。況んや今の像末、豈に全く無きを得んや。但だ一僧の過有るを見て、便ち雷例⁽¹²⁾して譏誚す。殊に知らず、衆を軽んじ法を壊すを以て、其の損甚大なるを。今禪門に若しや稍や妨害無くんば、宜しく百丈の叢林の格式に依りて、事を量り区分すべし。且つ法を立て姦を防ぐは、賢士の爲にせず。然れども寧ろ格の有りて犯無かるべきなるも、犯有りて教え無かるべからざれ。惟おもみるに、百丈禪師の法を護るの益、其れ大なるかな。])

この条目を詳述すると、そこには四つの利益が定められている。

一、清衆を汚さず、恭信の心を生ずるからである [身・口・意の働きである三業が不善であれば、共に生活することは出来ない。律に準じて梵壇⁽¹³⁾の法によって治罰すべき者については、追い出して出院させるのが当然である。これにより清衆が落ち着いた状態になれば、恭信の心が生ずるのである。]

二、僧形を損なわず、仏制に従うからである [状況に応じて適切に処罰を実行する。(そのような者を)法服のままにしておけば、後に必ず後悔することとなる。]

三、役所を煩わせず、訴訟や裁判を省くからである。

四、外界に漏らさず、禪宗の規則を護持するからである [様々の地域からやって来た者たちが同居するのだから、どのようにして聖人と凡人とを区別できようか。如来の在世においてすら、六群比丘⁽¹⁴⁾が存在した。ましてや末世の現在においては、どうして(このような悪行比丘が)全く存在しないという事があるだろうか。(人々は)ただ一人の僧に罪過があるのを見ただけで、すぐに付和雷同して(禅僧全員を)責め立てる。(彼ら人々は)衆僧を軽んじて法を破る行為によって、その被害が甚大であることに、とりわけ気がつかない。今、もし禅門にそれ程反対する者がいないのなら、百丈の叢林の格式に従って、諸事の内容を勘案して区別するのがよい。さらに、法を制定し、違法行為を働き乱を起こす悪人を防ぐことは、賢人の為にするのではない。犯罪が有って教えが無いよりは、寧ろ規則があって違反がない方がよいのである。思うに、百丈禪師の法を護ることの利益は、なんと大きいのであろうか。]

ここでは、罰則・制裁を与えることについて、四つの利益があると記される。僧衆の安寧の維持、集団の安定的な維持、外界に洩らさずに処理することにより、官吏・役所を煩わせずに、宗門の規範を維持できる、という認識があったことが伺える。「梵壇」・「出院」・「懲罰」といった語も確認できる。

2. 2. 『禅苑清規』における受容

『禅苑清規』⁽¹⁵⁾第十卷には「百丈規繩頌」という章が附される。ここではまず「禅門規式」の全文が分割された形で引用され、引用部分の直後に頌が附されている。

以下においてはまず、「禅門規式」からの引用部分のうち、罰則規定に関わる「禅門規式」第十三―十五段の引用部分と頌を見てみよう⁽¹⁶⁾。

或有假號竊形。混于清衆。並別致喧撓之事。即堂司維那檢舉。抽下本位掛搭。擯令出院者。貴安清衆也。

不信天真佛 來為假比丘

即時抽掛搭 去矣莫迴頭

(天真仏を信ぜず、来たりて仮の比丘と為らば、即時に掛搭を抽くべし。去りて頭を迴すこと莫かれ。)

追放処分(「出院」)にあたる行為を記した第十三段の引用部分に附された頌は、仏そのものである天真仏を信ずることなく叢林にやって来て偽の比丘となれば、即座に修行生活から排除する。去ってから反省しても遅いという意であろうか。

或有所犯。即須集衆以柱杖杖之。焚燒道具。逐從偏門而出者。示恥辱也。

犯重焚衣鉢 應當集衆人

山藤聊示恥 驅擯出偏門

(重を犯さば衣鉢を焼き、應當に衆人を集めて、山藤⁽¹⁷⁾もて聊か恥を示して、驅擯して偏門より出す。)

この第十四段の引用部分は、住持の柱杖による殴打、所有品・財産を焼くことを伴う追放処分の記述である。附せられた頌には、重い違反を犯せば所有物を焼き、衆僧の面前で杖による恥辱を与え、傍門から追放する、とある。この頌が「擯出」の用例にあたる。

詳此條制有四種益。一不汚清衆生恭信心故。三業不善不可共住。準律合用梵壇治之。當驅出院。清衆既安。恭信生矣。二不毀僧形徇佛制故。隨宜懲罰得留法服。後必悔之。三不擾公門省獄訟故。四不洩于外護綱宗故。四來同居凡聖孰辨。且如來應世尚有六群之黨。況今像末豈得全無。向見有輩但見一僧有過便雷同譏諷。殊不知以輕衆慢法。其損甚大。今禪門若無妨害者。宜依百丈叢林格式量事區分。雖立法防姦未為賢士。然寧可有法而無犯。不可有犯而無教。推百丈禪師護法之益。其為大矣。

擯逐成何益 安禪不毀僧

公門無獄訟 祖席播嘉聲

(擯逐は何の益をか成す。安禪して僧を毀わず。公門に獄訟無ければ、祖席に嘉聲を播ぐ。)

第十五段の引用部分は、こうした規則に四つの利益があると主張される部分である。「禪門規式」からの引用部分に「梵壇」・「出院」の語が見られ、頌には「擯逐」の語が確認できる。この引用部分に附された頌においても、追放がどのような利益を生むのかについて、坐禅への安住によって僧を乱さず、役所に裁判がなければ祖師の法席には誉が広まる、とある。即ち、叢林における修行生活の安定化、国家権力への意識を前提として、叢林内部での処置によって叢林を安寧に保ちたいという意識が伺われる。

「禪門規式」からの引用部分に続いて、「諸方の叢林が古くから従い行ってきた僧たちの務めについて、弊害を急ぎ防ぐ要となる三十件を、四方よりやって来た修行僧たちに示す。懇ろに詳しく上申して、堅固な志が繋がり、永く規範となることがあれば、醜い行跡や悪い評判が外界に漏れ出て知られることはないだろう。道義が地に墜ちたこの世界において禅林が輝いて興隆するだけではなく、それは仏法を守護する一部ともなるのである。それら条目は左の通りである。」⁽¹⁸⁾と述べられて、以下のような頌が続く。

百丈存綱頌 諸方酌古今

始終三十事 一一護叢林⁽¹⁹⁾

(百丈綱頌を存し、諸方古今を酌む。始終三十事、一一叢林を護る。)

この頌に続いて、『禪苑』の編者である宗蹟が定めたと思しき三十件の規範に頌が添えられる構成がとられる。そのうち、罰則に関係するものとしては、以下の三件(以下、便宜的に[A]・[B]・[C]とする)がある。

まず[A](三十件の内の第十八件目にあたる。)では、

一、堂中及寮内去失衣物等、須具衣物色數時節處所聞白主首⁽²⁰⁾、驗認有無虚實。如情理重者白堂司集衆搜堂及寮。犯者公行。妄者棄衆。

(堂中及び寮内に衣物等を去失せば、須く衣物の色數・時節・處所を具かにして主首に聞白し、有無・虚實を驗認す。如し情理重くば堂司に白して衆を集めて堂及び寮を搜すべし。犯さば公行し、妄ずれば衆を棄てしむ。)

衆中如去失 色件要分明

物重須搜檢 情輕事可評⁽²¹⁾

(衆中に如し去失せば、色件の分明ならんを要す。物重くば須く搜檢すべし。情軽くば事評すべし。)

叢林内で遺失物があった場合の対処として、まず遺失物の色や数、失った時期・場所を確認してから知事に報告して、その有無や(遺失が)真実なのか虚言であるのかの検証が行われる。事情が深刻であれば捜索が行われる事が伺える。罰則についても、罪人については役所が扱い、嘘を述べた場合には集団から排除されると読み取れる⁽²²⁾。

[B] (三十件の内の二十一件目にあたる。) では、

一、聖衆内、或有盜竊酒色、及鬪諍、汚衆、喧亂、不律等事。皆集衆棄逐出院。不從即聞公。

(聖衆の内、或は盜竊・酒色、及び鬪諍、汚衆、喧亂、不律等の事有らば、皆衆を集めて棄逐・出院せしめよ。従わざれば即ち公に聞せ。)

盜財並鬪諍 酒色汚僧倫

速遣離清衆 容留即敗群⁽²³⁾

(財を盗み並びに鬪諍し、酒色し僧倫を汚すは、速かに遣って清衆を離せしめよ。容れ留めば即ち群を敗す。)

ここでは、修行僧たちの集団において窃盜や酒色、喧嘩、規則にもとる行為などがあれば、修行僧全員を集めた上で、違反者を追放処分に処し、従わなければ役所に通報すると読み取れる。頌においても、こうした違反者の存在が修行僧の集団を崩壊させるという認識が伺われる。

[C] (三十件の内の二十三件目にあたる。) では、

一、堂内清衆、如不充主首掌握山門、但隨衆作務、齋粥參請外、當自省己、各守分業、積德隆道、用光叢席。不可己外干管院務、擅自更張生事、走扇是非。有撓清衆、無令安靜。違者即准院令。

(堂内の清衆、如し主首に充たりて山門を掌握せざれば、但だ衆に隨いて作務、齋粥、參請するの外、當に己を自省し、^{おのおの}各分業を守りて、徳を積みて道を隆し、用って叢席を光ぜしむべし。己が外院務を干管し、擅に自ら更に生事を張りて、是非に走扇すべからず。清衆を撓すこと有らば、安靜ならしむること無し。違わば即ち院令に准ず。)

三條椽下客⁽²⁴⁾ 自了一身休

幸有僧知事 何須強出頭⁽²⁵⁾

(三條椽下の客、自ら一身を了じて休せよ。幸に僧の知事有り。何ぞ須く強ちに出頭すべけん。)

ここでは、叢林での役職に関わる違反事項が記される。担当以外の職掌について口を挟んだり、是非について騒ぎ立てれば、修行僧の安静を乱すことにつながってしまう。具体的な罰則については不詳ではあるが、こうした行為については「院令」——寺院の規則——に準じて処罰を下すようである。

2. 3. 『禅林備用清規』

『禅林備用清規』⁽²⁶⁾にも卷七に「坐 百丈規繩頌」という項目がある。『禅苑』と同じ項目名であり、次に述べるように主として『禅苑』「百丈規繩頌」からの引用で成立していると思われるが、その構成は異なっている。

まず冒頭部分であるが、『禅苑』「百丈規繩頌」と同様に「禅門規式」のテキスト引用から始まるのであるが、全文ではなく、「禅門規式」において百丈が「別立禅居」したという部分までが記され、続けて「頌に曰く」として『禅苑』と同じ頌が附されている⁽²⁷⁾。

続く部分は「禅門規式」や『禅苑』には見られない内容で、『禅林』段階での清規認識・法認識を示すものと考えられる。

大哉大智禪師之立法也。尊住持以隆道德，列班序以顯才能，綱紀叢林昭烈。今古貴要人人遵守，祖道愈光。設或悖法亂倫，斯文喪矣。因立制令，區別賢愚。見賢思齊⁽²⁸⁾。庶成保社⁽²⁹⁾。

(大なる哉、大智禪師の立法や。住持を尊び以て道德を隆し、班序を列して以て才能を顯す。叢林を綱紀して昭烈なり。今古の貴要なる人人遵守して、祖道 愈 光 ず。設し或ひと法に悖き倫を亂さば、斯文喪わる。因て制令を立てて、賢愚を區別す。見賢思齊なり。庶くは保社を成さんことを。)

ここでは、禅叢林・禅清規の創設者と見なされる百丈懐海について、その「立法」の偉大さをほめ讃えている。住持を尊重して道德を興隆させ、地位の序列を定めて才知と能力を顯し、叢林を統治しているのは輝かしい功績であり、今も昔も身分・地位の高い人々がこの法を遵守し、祖道はいよいよ光り輝いている。もしある者が法にそむき、倫理を乱せば、この道の伝統は喪われてしまうため、掟を定めて賢愚を区別した、とある。さらに、『論語』から「すぐれた人を見れば同じようになろうと思う」という一節を引用して、叢林の法規を守ることが、仏法そのものの永続に寄与するという認識が見て取れる。

続いては、「禅門規式」および『禅苑』から、罰則に関わる訓誡が引用されている。まずは上述した『禅苑』「百丈規繩頌」の三十件の訓誡から、前記した [A]・[B] が記されている⁽³⁰⁾。

一、堂中及寮内。去失衣物等。須具衣物色數。時節處所。聞白主事。驗認有無虛實。如情⁽³¹⁾重者。白堂司集衆。搜堂及寮。犯者公行。妄者辨⁽³²⁾衆。頌云⁽³³⁾。

衆中如去失 色件要分明

物重須搜檢 情輕事可評。[卍統藏 63 : 649b : 10-14]

一、聖衆内。或有盜竊酒色。及鬪諍汚衆。喧亂不律等事。皆集衆棄⁽³⁴⁾逐出院。不從。即聞公。頌云⁽³⁵⁾。

盜財并鬪諍 酒色汚僧倫

速遣離清衆 容留即敗羣⁽³⁶⁾。[卍統藏 63 : 649b : 15-18]

『禅苑』「百丈規繩頌」から三十件の訓誡内の二つが引用された後は、「禅門規式」の第十三段・第十四段それぞれの引用、及び『禅苑』がそれぞれの段に附していた頌を伴った引用が続く。以下の通りである。

一、或有假號竊形。混于清衆。并別致喧撓之事。堂司⁽³⁷⁾維那檢舉。抽下本位挂搭。擯令出院⁽³⁸⁾。貴安清衆也。頌云⁽³⁹⁾。

不信天真佛 來為假比丘

即時抽挂搭 去矣莫回頭。[卍統藏 63 : 649b : 19-23]

一、或有重犯⁽⁴⁰⁾。玷辱同倫并院門⁽⁴¹⁾，即須集衆，以拄杖杖之，焚燒道具，逐從偏門而出者，示恥辱也。頌云⁽⁴²⁾。

犯重焚衣鉢 應須⁽⁴³⁾集衆人

山藤聊示耻⁽⁴⁴⁾ 驅擯出偏門。[卍統藏 63 : 649b : 24-649c : 3]

さらに、『禅苑』「百丈規繩頌」の三十件の訓誡から、前記した [C] が続く。

一、堂内清衆。如不充主首。掌握山門。但隨衆齋粥參請外。當各自省己守分。積德隆道。用光叢席。不可已外干管院務。擅自更張生事。走扇是非。有撓清衆。無令安靜。違者。即準院令。頌云。

三條椽下客 自了一身体

幸有僧知事 何須強出頭 [卍統藏 63 : 649c : 4-9]

最後は、『禅苑』「百丈規繩頌」にて引用された「禅門規式」第十五段⁽⁴⁵⁾が引用されるが、『禅苑』とは異なり、この引用部分に頌は附されない。

2. 4. 『敕修百丈清規』

『敕修百丈清規』⁽⁴⁶⁾卷末には「禅門規式」に基づいた「古清規序」⁽⁴⁷⁾が附せられるだけではなく、「住持章第五」内には「肅衆」（僧衆に対する肅正）という項目が設けられて、百丈をその始源と認識する禅叢林における法意識が確認できる。以下、確認して行こう⁽⁴⁸⁾。

肅衆。大藏經内載。宋翰林學士楊億推原百丈立規之意，略曰。

（肅衆。大藏經の内に載す。宋の翰林學士楊億，百丈立規の意を推し原ねるに，略して曰く。）

まず冒頭は、百丈懷海が禅叢林の規範を設けた趣意について、楊億⁽⁴⁹⁾が推測するという体裁を取って以下の略述に続く。

有或假號竊形混于清衆。別致喧撓之事。即當維那檢舉。抽下本位掛搭。擯令出院者。貴安清衆也。

或彼有所犯。即以拄杖杖之。集衆燒衣鉢道具。遣逐偏門而出者。示恥辱也。

詳此一條制有四益。一不汚清衆。生恭敬故。二不毀僧形。循佛制故。三不擾公門。省獄訟故。四不泄於外。護宗綱故。

ここではまず「禪門規式」の第十三・十四段が、そして第十五段より「四つの利益」が割注を省略した形で引用されている。続いては、

然百丈創規。折衷佛律五篇七聚⁽⁵⁰⁾。弘範三界。梵壇擯治⁽⁵¹⁾自恣⁽⁵²⁾舉過，以肅其衆。國朝累聖戒飭僧徒，嚴遵佛制。除刑名重罪，例屬有司⁽⁵³⁾外。若僧人自相干犯，當以清規律之。
(然も百丈の規を創むるは、佛律たる五篇・七聚を折衷して三界に弘範たり。梵壇の擯治、自恣の舉過、以て其の衆を肅す。國朝累聖僧徒を戒飭して厳しく佛制に遵へしむ。刑名重罪を除く。例して有司に屬するの外、若し僧人の自ら相ひ干犯せば、當に清規を以て之を律すべし。)

とあり、百丈が仏教における戒律を折中して新たな規範を設けたこと、梵壇法や自恣によって僧衆を肅正しようとしたと記される。さらに、重犯を除いて、歴代の君主たちが僧侶を戒めて仏教制度に従わせた事、おおむね官吏が所管するものの他は、もし僧が自ら犯せば、清規によってこれを律するべき事が記される。

若鬪諍犯分，若汚行縱逸，若侵漁常住，若私竊錢物，宜從家訓。毋揚外醜。

(若し鬪諍して分を犯し，若しくは汚行縱逸，若しくは常住を侵漁し，若しくは私に錢物を竊まば，宜しく家訓に従ふ。外に醜を揚ぐること毋かれ。)

争い，放埒な行い，寺院公用物を奪って利益を得る，ひそかに金銭や物品を盗むといった行いがあれば，「宜しく家訓に従」う，即ち禪叢林に伝えられる清規の規定に従うべき事，醜悪な評判を外界に立ててはならない事，が求められている。

蓋悉稱釋氏，准俗同親。恪守祖規隨事懲戒。重則集衆箠擯。輕則罰錢罰香罰油。而榜示之。如關係錢物則責狀追陪。惟平惟允使自悔艾。

(蓋し悉く釋氏と稱するは，俗に准ずれば親に同じ。恪^{つつし}んで祖規を守り，事に隨ひて懲戒せよ。重ければ則ち衆を集めて箠擯す。輕ければ則ち罰錢・罰香・罰油して榜して之を示せ。如し錢物に關係すれば則ち責狀追陪せよ。惟れ平に惟れ允に，自ら悔ひ艾らさしむ。)

ここでは出家受戒した仏弟子の世界を，世俗的な「親」の観点から解釈して，先祖の定めた規則を遵守して，その規則に基づいた制裁を与えるという認識が見て取れる。重罪は「箠擯」⁽⁵⁴⁾，輕罪については「罰錢・罰香・罰油」⁽⁵⁵⁾が課せられた上で掲示される。金銭に関わる罪については，責任追及の書き付けが発行されるのである。また，処置については公平に適切にし，自らが悔いて懲らさしめるようにせよ，とある。

古規繩頌云〔盜財并鬪諍。酒色汚僧倫。速遣離清衆。容留即敗群〕又云〔犯重焚衣鉢。應當集衆人。山藤聊示恥。驅擯出偏門〕

（古規の繩頌に云く〔財を盗み並びに鬪諍し、酒色の僧倫を汚さば、速に遣して清衆を離れしめよ。容して留むれば即ち群を敗る。〕又た云く、〔重を犯すは衣鉢を焚く、應當に衆人を集めて山藤もて聊か恥を示し、驅して偏門より擯出すべし。〕）

続いては『禪苑清規』『百丈規繩頌』より、宗蹟の加えた三十件の訓誡から、前述した〔B〕の頌、「禪門規式」第十四段の引用部分に附した頌が割注として加えられている。

以上、「禪門規式」に記される罰則規定につき、『禪苑清規』・『禪林備用清規』・『勅修百丈清規』における受容を探った。「禪門規式」は、百丈懷海が制定した法規を反映すると禅宗宗門内で認識されてきたテキストである。『禪苑清規』においては、「禪門規式」の内容が受容され、以降に成立した清規においてはさらに、「禪門規式」を受容した上で編者の宗蹟の解釈を加えた『禪苑清規』の「百丈規繩頌」を加えた形で、禅叢林における法意識・罰則観が受容されているようだ。

3. 清規における罰則

前述の通り、『象器箋』『第十五類 罪責門』には十五種の罰則が記載されている。これらは大きく分けて、体罰、罰金、集団からの排除又は追放という三種類に分類できる。その他、単に「罰」を与える・「罰する」という記述やある種の体罰についての記述もある。以下においては、与罰・その他の罰、体罰、罰金、追放に分けて確認して行く。

3. 1. 「罰」

3. 1. 1. 『禪苑清規』

『禪苑清規』においては、与罰の記述は以下の三箇所がある。

まず、巻一の「掛搭」には、

結夏未終。堂儀⁽⁵⁶⁾未滿。實有急幹。須白堂司請假。不得擅便前去。山門當有重罰⁽⁵⁷⁾。

（結夏未だ終らず、堂儀未だ満たざるに、實に急幹有らば、須く堂司に白して請假すべし。ほしいまま擅に便ち前み去ることを得ざれ。山門當に重罰有り。）

とある。夏安居の結制が未だ終わらず、十五日という決まりもいまだ満了していないにもかかわらず、実際に急用がある場合は、維那に申して私用による外出の許可を得なくてはならない。自分勝手にそのまま出かけることがあってはならない。（そのような場合）山門では重罰があるのが当然である、とある。

次いで巻二「上堂」には、次のように記される。

凡遇陞堂。除寮主直堂外並赴。違者山門當有重罰⁽⁵⁸⁾。

(凡そ陞堂に遇はば、寮主・直堂の外を除いて並な赴く。違ふ者は、山門當に重罰有るべし。)

法堂での説法があればそれら全てに、寮主・直堂の外を除いてみな赴く。これに従わない者については、山門では重罰があるのが当然である、とある。

その他、前述のように、「禅門規式」の引用部分を含む「百丈規繩頌」には「懲罰」の記述⁽⁵⁹⁾があった。

3. 1. 2. 『禅林備用清規』

『禅林』では、まず典座職の心構えを説く項目「湯 列項職員」において、以下のような与罰の記述がある。

行者不律。誨而至再。不受訓者。責之罰之⁽⁶⁰⁾。

(行者の不律にして誨するも再するに至りて訓を受けざる者は、之を責め之を罰す。)

典座の下で用務を行う行者で、規則に背き、教えたにも関わらず再び違反行為を行う者については、その者を咎めて罰するのである。

この他、「坐 百丈規繩頌」にも「懲罰」の記述⁽⁶¹⁾があるが、これは「禅門規式」および『禅苑清規』「百丈規繩頌」との関係を持つ部分であり、既に前述した。

3. 1. 3. 『幻住庵清規』

『幻住庵清規』⁽⁶²⁾には、違反行為とそれに対応する具体的罰則といった記述は確認できないが、「家風」・「賞罰」の項目において、「賞罰」という語が記されるとともに、その理念が述べられている。以下、確認してみよう。

○家風

道伴交肩不用頻施棒喝。同參展手且教放下包盂。電光裏明驗主賓。髑髏前暗行賞罰。宮路當人情。只貴眼親手便。開門待知識。果然道在人弘。展佛祖成現家風。布叢林斬新條令。與其持鉢分衛。何如博飯栽田。要教勝行俱圓。普請大家著力⁽⁶³⁾。

(道伴肩を交えるに、頻りに棒喝を施すを用いず。同參すれば展手して且つ包盂を放下せしむ。電光裏の明に主賓を驗じ、髑髏前の暗に賞罰を行う。宮路は當に人情なるべし。只だ貴眼親手にして便ち門を開きて知識を待つ。果然、道は人に在り。佛祖成現の家風を弘く展じ、叢林斬新の條令を布す。其れ持鉢・分衛与りは、飯を博して田を栽すに何如れぞ。勝行をして俱に圓ならしめんを要す。普請、大家力を著くす。)

『幻住』が比較的小規模な修行集団を前提として成立した清規であるためか、ここでは、「道連れ」のような関係にある修行者たちに対してみだりに棒喝を加えることが忌避されるとともに、

「髑髏」によって示唆されるような、情識分別を離れた境地によって賞罰を行うべき事が記される。

この他、「賞罰」の項には、次のように記される。

賞罰

賢不肖之進退。在賞罰之公不公也。賞罰之公。雖萬人亦不見其多。賞罰之不公。雖一人亦不能為治之之理也。既公矣。賢不待召而進。不肖者不待貶而退矣。其不肖者不惟退者。將見慕吾賢明之道而改者有之。斯所以不言而化也。近者悦遠者來。非賞罰之公則何以臻此。然菴居乃道人之事。賞無玉帛之榮。罰無刑憲之辱。但親之疏之為賞罰之實也。夫有功當賞者惟親敬之益厚。有過可罰者但方便勸其改過自親。彼或從勸則亦親之。或再勸不從但徐徐日疏使其自省也。倘加顔色決定傷慈。甚非和衆之道也⁽⁶⁴⁾。

(賢と不肖との進退、賞罰の公不公に在るなり。賞罰の公、萬人なりと雖も亦た其の多くを見ず。賞罰の不公、一人なりと雖も亦た之を治するの理為る能わざるなり。既に公なれば、賢は召を待たずして進む。不肖は貶を待たずして退く。其れ不肖は惟だに退する者なるのみならず、將に吾が賢明の道を慕いて改める者の之れ有るを見るべし。斯れ不言にして化する所以なり。近き者は悦し、遠き者は來たる。賞罰の公に非ざれば則ち何を以てか此に臻る。然らば菴居乃ち道人の事、賞に玉帛の榮無し。罰に刑憲の辱無し。但だ之れに親し之れに疎するは賞罰の實為るなり。夫れ功の當に賞すべき者有れば、惟だ親敬の益厚なるのみ。過の罰すべき者有らば、但だ方便もて其れ過を改めて自ら親するを勸むのみ。彼れ或いは勸に従えば則ち亦た之に親す。或いは再び勸めて従わざれば但だ徐徐に日に疎して、其れ自ら省せしむるのみなり。倘し顔色を加えて決定すれば慈を傷す。甚だ衆に和するの道に非ざるなり。)

ここでは、「賢明」へと導く道を求めて自らの行いを改めようとする「不肖」の者がいることを前提に、「罰」には制裁という辱めを伴わないこと、規則の違反者に対しては自ら改めることを勧めること、違反が繰り返されるのであればその者との距離を置くようにして自省を促すべきであるとの理念が伺える。

3. 1. 4. 『勅修百丈清規』

『勅規』における与罰の記述は以下の四箇所である。

まず、叢林において住持に次ぐ位置付けとなる前堂首座の心構えや職務について記す「前堂首座」(「両序章第六」の「西序頭首」内の項目)には、

僧行失儀依規示罰⁽⁶⁵⁾。

(僧行の儀を失すれば規に依りて罰を示せ。)

とある。叢林において修行・生活する僧侶・行者・童行が礼儀に外れれば、規則にのっとり罰を示すがよい、と読み取れる。

また、伽藍の修造や田園・山林の管理と作務などをつかさどる知事である直歳の職務・心構えを説く項目「直歳」（「兩序章第六」内「東序知事」に記される）では、

田園莊舎碾磨碓坊。頭匹舟車。火燭盜賊。巡護防警。差撥使令賞罰惟當。並宜公勤勞逸必均(66)。

（田園・莊舎・碾磨・碓坊、頭匹・舟車、火燭・盜賊をば巡護し防警す。使令を差撥して賞罰惟れ當たり、並びに宜しく公勤して勞逸は必ず均しかるべし。）

とあり、叢林内の施設・財産の維持・警護を記す文脈において、人に指図して「賞罰」に当たるとともに、私心なく勤めて、苦勞と安樂とが等しくなるようにするのがよい、とある。

また、叢林で修行する僧侶たちに関わる規則を集めた「大衆章第七」内の項目「坐禪」には、

或有留被在堂不隨衆者。或有暫來隨衆留袈裟在被位於外放逸者，皆當檢舉懲罰(67)。

（或は被を留めて堂に在りて衆に隨はざる者有らば、或は暫らく來たりて衆に隨ひて袈裟を留めて被位に在るも、外に於て放逸たる者有らば、皆な當に檢舉懲罰すべし。）

とある。掛搭して僧堂において坐禪・起居する単位を定められているにも関わらず大衆に従わない者、しばらくの間滞在して修行する暫到僧で叢林の外部において放逸な行いをする者があれば、檢舉して懲罰するのが当然である、との内容である。

その他「坐禪」の末尾には、

近時，直堂成群相陪，分俵果核，聚談戲笑，習以爲常，惱亂禪寂。住持首座力戒，違者示罰(68)。

（近時，直堂群を成して相陪し，果核を分俵して聚談戲笑し，習て以て常と爲し，禪寂を惱亂す。住持・首座は力め戒めて違ふ者には罰を示すべし。）

とある。僧堂の宿直役である直堂が、同輩を集めて果物の種を分けてお喋りをして戯れ笑い、これが常態化して禪修行に求められる閑寂さを乱している。住持や首座はつとめていさめて、従わない者については罰を示さなくてはならない、という記述である。

3. 2. 梵壇

「梵壇」とは戒律に記載される処罰法の一つで、罪を犯した比丘を罰するために、衆僧がその僧と話をしないことを指し、『象器箋』に記載された「默擯」はその漢訳にあたる(69)。

今回対象とする諸清規においては『禪苑』と『禪林』とに「梵壇」の語が記載されるが、前述の通り、両者とも「禪門規式」の記載を引用した部分にあたる(70)。

3. 3. 体罰一鞭一

『象器箋』の刑罰分類では、体罰を含むものは「誠罰」・「箠擯」がある。「箠擯」の用例は前記の通り『勅規』に一箇所確認できるが、今回対象とする諸清規には「誠罰」の用語は確認できなかった⁽⁷¹⁾。

しかし、「鞭」という語で検索してみたところ、いくつか刑罰としての鞭打に関する記述が確認できる。

『禅苑』第三卷「監院」には、刑罰としての「鞭捶」の語が確認できる⁽⁷²⁾。

訓誨童行之法。宜以方便預先處置。不得妄行鞭捶。設有懲戒當庫堂對衆行遣。不過十數下而已。不虞之事不可不慎⁽⁷³⁾。

(童行を訓誨するの法は、宜しく方便を以て預め先ず處置すべし。妄に鞭捶を行うを得ず。設し懲戒有らば當に庫堂に衆に對して行遣すべし。十數下を過ぎざるのみ。不虞の事、慎まざるべからず。)

とあり、童行を教え諭す方法としては、方便によってまず処置し、妄りに鞭打ちを行うということがあってはならない、とある。また、もし不正行為を戒めるのであれば、庫院(台所)にて大衆の前で処分すべきであり、十数回程度を過ぎずに戒めることが求められている。

『勅規』には『象器箋』に記載される「箠擯」の記載がある。「箠擯」とは、叢林における重罰を指し、鞭で打って山門の外へ排斥する刑罰であり、体罰と追放が合体した刑罰といえよう。既に前述した部分だが、「住持章第五」の「住持日用」内の項目「肅衆」には、

蓋悉稱釋氏。准俗同親。恪守祖規隨事懲戒。重則集衆箠擯。輕則罰錢罰香罰油。而榜示之。如關係錢物則責狀追陪。惟平惟允使自悔艾⁽⁷⁴⁾。

とあり、禅叢林の仏祖たちが定めた規則に違反した場合の罰則として、重い違反であれば箠擯、軽ければ罰金を科すという理念が伺える。

また、「両序章第六」の「東序知事」に記される「都監寺」には、その役職・心構えが記されるが、

訓誨行僕不妄鞭捶。設當懲戒擯罰。亦須稟議量情示警。毋縱威暴激變起訟⁽⁷⁵⁾。

(行僕を訓誨するに妄に鞭捶せず。設ひ懲戒擯罰に當るも、亦た須く稟議して情を量りて警を示すべし。威暴を縦にし激變して訟を起こす毋かれ。)

とあるように、下仕えの者を教え諭す時に、みだりに鞭打つべきではないとの諫めが記される。

3. 4. 罰金

違反に対する罰として罰金が科せられるケースもある。『象器箋』における「罰錢」・「罰香」・「罰

油」・「罰茶」がこれに当たる。

まず、『禅苑』の第九巻の「訓童行」には、

参頭・堂主，常務公心。統衆不得挾私。衆人有過，須當舉白。大則覆知事住持人行遣。小則報典座罰錢入衆⁽⁷⁶⁾。

(参頭・堂主は、常に公心を務む。衆人の過有らば須く當に舉白すべし。大なるは則ち知事・住持人に覆して行遣し、小なるは則ち典座に報して錢を罰して衆に入れよ。)

とある。各役職に配置される行者の務めと心構えを記した部分に、参頭や維那の心構えの記述が挟み込まれる箇所当たる。参頭や維那は常に公正な心であるよう努めた上で、大衆を統率し、私心を差し挟むことがあってはならないという心構えが説かれた後に、僧衆に違反があった場合の対処については、当然報告する必要があること、深刻な罪過であれば知事・住持に申し上げて処分し、軽微な罪過であれば典座に報告して罰金を徴収して大衆のために入金させよ、とある。

『禅林備用清規』には二カ所に罰金の記述がある。

まずは維那の職責・心構えを説く項目「伐 維那」内では、維那は僧堂に関わることや水頭・炭頭・供頭⁽⁷⁷⁾について子細に点検を行うべきであり、そうすれば僧が安らぎを得る、との記述に続いて、

若夫興化⁽⁷⁸⁾會裏，克賓⁽⁷⁹⁾棒下罰錢出院。百世標準也⁽⁸⁰⁾。

(若し夫れ興化の會裏なれば、克賓棒下せられ、罰錢出院せらる。百世の標準なり。)

いわゆる「克賓出院」の故事⁽⁸¹⁾—克賓が師の興化によって追い出されたことによってかえって悟りを開いて興化を嗣ぐこととなったこと—を示唆した上で、「興化の門下にいたっては、克賓は杖で打たれて、罰金を科せられて追放されたのだ。(これが)百代続く手本なのである。」と記す。

その他には、洗面や看経、食や入室の作法等の十項目について笑翁妙堪⁽⁸²⁾が残した頌⁽⁸³⁾の引用部分に当たる「慕 十威儀頌」の第七頌にも、

座元門首板丁當⁽⁸⁴⁾。是甚禪和敢入堂。油罰百錢猶自可。高懸一榜最難當⁽⁸⁵⁾。

(座元の門首にて板ずること丁當すれば、是れ甚の禪和敢て入堂するぞ。油罰百錢，猶ほ自ら可なり。高く一榜を懸げるは最も難當なり。)

とあり、入堂の合図であるカンコンという版の音に間に合わなければ、灯明代の罰金が科されるということだろうか。

この他、『象器箋』に記される「罰香」・「罰油」については、『勅規』「肅衆」に「罰錢」とあわせて記載があるが⁽⁸⁶⁾、前述したためここでは省略する。

3. 5. 追放

『象器箋』「第十五類 罪責門」における罰則リストのうち、叢林からの排斥・追放に関わるものには「擯出、擯罰、出院、滅擯、削籍、箠擯、還俗、歸俗」がある。この他にも、「擯」一文字のみの記述も確認できる。

この内、今回対象とする諸清規内には「滅擯」・「削籍」・「還俗」・「歸俗」の記載が確認できなかった。また、今回扱う諸清規においては、「箠擯」の記述は前述の「体罰一鞭一」の項に記した『勅規』の一例のみである。

「擯」・「擯出」などの追放処分については、『禅苑』・『禅林』・『勅規』に記載がある⁽⁸⁷⁾。但し、「梵壇」と同様に「禅門規式」からの引用部分・受容部分にも確認できるため、以下においてはそれ以外の事例について、「擯および擯出」・「擯罰」・「箠擯」・「出院」に分けて概要を扱う。

3. 5. 1. 擯および擯出

「擯出」とは、「戒律を犯した修行僧に対する処罰で、僧侶の共同生活から追放してともに住まわせることを禁ずること。」を指す罰則規定である。これには、長く排斥する場合と、悪行を懲らしめる場合との二種類がある⁽⁸⁸⁾。

『勅規』「住持章第五」の「住持日用」内の「肅衆」は、「禅門規式」の記述を受容した内容であるため、前述した部分であるが、「肅衆」の末尾には、大慧宗杲のエピソードとして、

大惠禪師住育王時，榜示堂司。僧爭無明，決非好僧。有理無理，並皆出院。或議有理而亦擯。疑若未當，蓋僧當忍辱，若執有理而爭者，即是無明故，同擯之，息諍於未萌也⁽⁸⁹⁾。

(大惠禪師，育王に住せし時，榜して堂司に示す。僧の無明を争ふは決して好僧に非ず。理有るも理無しも並に皆な出院せしむ，と。或は理有るを議するも亦た擯せらる。疑ひて若し未だ當らざれば，蓋し僧は當に忍辱なるべきを，若し有理に執して争はば，即ち是れ無明なるが故に，同じく之を擯して諍を未萌に息めしむるなり。)

とある。煩惱に関わる事案について僧侶が争うのは良いことではなく、理があろうとなかろうと追放とすること、また(煩惱に)理が有ることにつき議論しても追放とされること、(煩惱に)理が有ることに執着して争えば、そのこと自体が煩惱であるために、(そうした僧侶は)追放して諍いを未然におさめる、と読める。

同じく「住持章 第五」に記される住持の葬送儀礼の記述内には、住持の遷化の際に見られた悪風についての記述がある。金銭に関わる役職に就けずに、寺院の財産に手を付けて罰せられた者が、住持の死去にあたって遺品を強奪するといった事があったようだ。

人誰無死。況是座下參徒犯者必擯逐懲治。喪執事若能預甲戒飭。早令悛格化惡於未萌。尤全外觀之美⁽⁹⁰⁾。

(人誰か死すること無からん。況や是れ座下の参徒の犯すれば必ず擯逐懲治すべし。主喪執事若し能く預め戒飭を甲⁽⁹¹⁾せば，早く悛格して惡を未萌に化せしめば，尤も外觀の美を全

うす。)

そのような行動に出た者に対しては、追放して懲らしめるべきであり、葬送の執行役や知事たちがあらかじめ注意を与えて慎ませる事が出来れば、悔い改めて悪弊を未然に防ぐことが出来、世間体も保たれる、述べている。

また、一般僧侶の葬送について記す「大衆章 第七」の「亡僧」においても、遺品をめぐる悪弊が追放処分の対象となっていたらしい事が伺える。

亡僧非生前預聞住持・兩序・勤舊，及無親書，不可擅自遺囑衣物〔大川和尚住淨慈時，首座維那偽作亡僧遺囑衣物。嘗被擯逐。〕⁽⁹²⁾

(亡僧生前に預め住持・兩序・勤舊に聞ゆるに非ず，及び親書無きときはほしいまま擅自ら衣物を遺囑すべからず。〔大川和尚の淨慈に住ぜし時，首座・維那偽りて亡僧遺囑の衣物を作り，嘗て擯逐せらる。〕)

死亡した僧侶が生前に住持などの役職者に口頭で申したのでもなく、親書もない場合には、勝手にその遺品について遺託を受けたと称することは禁止されていたとある。直後の割注には、大川普濟⁽⁹³⁾が淨慈寺の住持であった頃、首座と維那が死亡した僧侶から遺託された遺品をでっち上げたことにより追放排斥されたという逸話が記される。

人間関係に基づいた騒乱行為によって追放になるケースもある。「節臘章第八」内の項目「夏前出草單」には、

近來，好爭作鬧者，往往恃強挾私，爭較名字是非，互相塗抹，喧譁撓衆。犯者合擯⁽⁹⁴⁾。

(近來，争を好み鬧を作す者，往往にして強を恃みて私を挾み，争ひて名字を較べて是非し，互に相ひ塗抹し，喧譁して衆を撓す。犯す者は合に擯すべし。)

とある。夏安居の始まる前、草單⁽⁹⁵⁾を出す際に、騒乱を好む者たちが私情によってお互いに草單の名字を塗りつぶし合った末に喧嘩となる事があったようで、こうした行為によって大衆を乱せば追放—「擯」—されるのである。

3. 5. 2. 擯罰・箠擯

「擯罰」とは、「戒を犯した修行僧を教団から追放する罰。」であり擯出と同様である⁽⁹⁶⁾。また、「箠擯」とは、前記したが、叢林における重罰にあたり、鞭で打って山門の外へ排斥することを指す⁽⁹⁷⁾。この両者ともに、今回考察の対象とする諸清規においては、『勅規』に「擯罰」が三カ所、「箠擯」が一カ所確認できる。

まず「住持章 第五」には住持の葬送儀礼が記されるが、「入龕」項の末尾に、前述したように、住持が遷化した際等に見られた悪風が、下記のように述べられる。

近時風俗薄惡。僧輩求充莊庫執事不得。或盜竊常住。住持依公擯罰。惡徒不責己過，惟懷憤恨。一聞遷化，若快其志。惡言罵詈甚至。椎擊棺龕槍奪衣物逞其凶橫。主喪・耆宿・諸山・檀越・官貴・士庶・參學交遊，當爲外護。人誰無死。況是座下參徒犯者必擯逐懲治。喪執事若能預甲戒飾。早令俊格化惡於未萌。尤全外觀之美⁽⁹⁸⁾。

(近時は風俗薄惡にして，僧輩の莊・庫・執事に充てられんことを求むれども得ず，或は常住を盜竊す。住持公に依りて擯罰す。惡徒己の過を責めずして，惟だ憤恨を懷く。一たび遷化を聞くや，其の志を快するが若く，惡言罵詈して，甚しきは棺龕を椎擊して衣物を槍奪し其の凶橫を逞しくするに至る。主喪・耆宿・諸山・檀越・官貴・士庶參學交遊，當に外護を為すべし。……)

まず，金銭の出納に関わる役職につくことが出来なかつたり，寺院の財産を盗み取る輩が存在し，そうした輩に対しては住持が追放処分を与えていたことが伺える。

次も既に「鞭打」の用例として挙げたところだが，

訓誨行僕不妄鞭捶。設當懲戒擯罰。亦須稟議量情示警。毋縱威暴激變起訟⁽⁹⁹⁾。

(行僕を訓誨するに妄に鞭捶せず。設ひ懲戒擯罰に當るも，亦た須く稟議して情を量りて警を示すべし。威暴を縦にし激變して訟を起こす毋かれ。)

下仕えの者に仮に追放にあたるような違反行為があつたとしても，審議して事情を推し量つた上で警告を与え，暴力にまかせて責めるといったことはしてはならないとする。

僧侶が死亡した際には，葬送の収支決算表(「板帳式」)を掲示する。『勅規』には入塔後の送葬第三日に板帳を公開するとあり，続く割注には以下のように追放処分となる違反行為が記される。

第三日午後出板帳於僧堂前，令衆通知[如不合成式及有侵欺⁽¹⁰⁰⁾，許以禮覆上下覈⁽¹⁰¹⁾實改。若無實迹不得紊⁽¹⁰²⁾繁。違者合擯罰。……] ⁽¹⁰³⁾

(第三日の午後，板帳を僧堂の前に出して，衆をして通知せしむ[如し成式に合はず，及び侵欺有らば，禮を以て上下に覆して實を覈にして改すを許す。若し實迹無くば紊の繁するを得ざれ。違ふ者は合に擯罰すべし。……)

収支決算表が計算と合致しなかつたり，詐取といったことがあれば，実際の所を調査して改訂することが許される。また，もし費用等について実際の支出の形跡が発見できなければ，違反者は追放処分とせねばならない，とある。

3. 5. 3. 出院

「出院」とは「戒律に反した行為をした僧を寺院から追放すること。」⁽¹⁰⁴⁾を指す。

『禪苑』においては，「禪門規式」からの引用部にみられるほかに，以下の二カ所に記載がある。

まず第一巻の「赴茶湯」には，

如堂頭特為茶湯。受而不赴〔如卒然病患。及大小便所逼。即託同赴人説與侍者。〕禮當退位。如令出院，盡法無民。住持人亦不宜對衆作色嗔怒⁽¹⁰⁵⁾。

(如し堂頭の特為茶湯に、受けて赴かざれば〔如し卒然の病患、及び大小便の逼する所ならば、即ち同じく赴く人に託して侍者に説與すべし。〕禮は當に位を退すべし。如し出院せしめば、法を盡くして民無し。住持人は亦た宜しく衆に對して色を作して嗔怒すべからず。)

とあり、住持から茶湯に招かれれば、生理的緊急事態を除いてこれを受けないのは無礼であること、但し住持人が激昂したり追放処分を下すといたった事態は望ましくはないことが示唆されている。

前記した「体罰一鞭一」の項目で既に触れた「訓誨童行の法」(第三卷「監院」に記述がある)には、過剰な鞭打ちを禁じた部分に続いて、行者として仕える童行を追放処分にする際の慎重な手続きの様子が伺える。

如發遣行者出院。須十分有過。責伏罪狀稟住持人遣之。更不須決也。如違之不當。防避官中間難⁽¹⁰⁶⁾。

(如し行者を發遣して出院せしめば、須く十分に過有り、罪狀を責伏して住持人に稟して之を遣すべし。更に決するを須いざるなり。如し之に違はば、官中の問難を防避すべからず。)

仮に行者を放逐して追放するのであれば、それに足る罪過があり、その処罰のありようと罪状とを住持に報告した上で、その者を放逐せねばならない。独断で監院が決すれば役所からの問い合わせや非難が避けられないといった叢林外の国家秩序に対する認識も伺われる。

『禪林』では、住持や僧侶の死亡時の遺品処理に関連して「出院」の記述がある。

大川和尚住淨慈時。首座維那自作亡僧遺囑衣物。被退職出院。深可後人為戒⁽¹⁰⁷⁾。

(大川和尚の淨慈に住せし時、首座・維那自ら亡僧遺囑の衣物を作り、退職出院せらる。深く後人の戒と為すべし。)

ここは「蓋 病僧圓寂」での死亡した僧侶の親書がない場合は、勝手に死亡した僧侶の遺品の遺託を受けたと称してはならない、という記述に続く部分であり、「擯および擯出」で「擯」にあたる行為として挙げた『勅規』の用例と同様である。

また、「鞠 亡僧後事」では、死亡した僧侶の遺産の多寡により葬送に規模の差が出てくること、遺品の管理等の諸注意が記される。この項目の末尾には、次のような記述がある。

藏叟和尚⁽¹⁰⁸⁾住徑山，維那告以無亡僧結拆寮舍，即時退職出院。叢林共知。百丈建立叢林。為老病無歸者設。今則不然。故違厥始⁽¹⁰⁹⁾。

(藏叟和尚、徑山に住せしに、維那の亡僧無きを以て結して寮舍を拆せんを告ぐ。即時に退

職出院せらる。叢林は共に知れ。百丈の叢林を建立するは、老・病・無歸の者の為に設けしを。今は則ち然らず。故に厥の始に違ふ。)

ここでは、藏叟和尚が徑山に住持していた時分に、死亡した僧侶がいなくなったことを理由に徒党を組んでその寮舎を壊そうと告げた維那があり、即刻役職を解かれて追放させられたということだろうか。これに加えて、叢林創設に関わる百丈懐海の理念が、老者・病者や帰る場所なき者の為であったにも関わらず、現在ではそうした理念を反映した叢林の姿とは異なっている、という認識が伺われる。

その他、『勅規』には「出院」の用例として「擯および擯出」にて挙げた大慧宗杲のエピソードがある⁽¹¹⁰⁾。

4. 終わりに

現存最古の清規である『禅苑清規』、『禅林備用清規』、『幻住庵清規』、『勅修百丈清規』を主たる対象として、罰則規定を含む用例を確認してきた。

ここからは、禅叢林とその規範の始源・法源として百丈懐海関連のテキストが用いられていること、罰則としては鞭打ちなどの体罰・罰金・追放処分が存在していたこと、制裁の原因となる行動としては、規則違反、礼を失する態度、窃盗、叢林や他者の財産の詐取・横領、修行の安静や集団の和を乱すといった行動が確認できた。

今後の課題としては、律との比較、同内容の罰則であるが名称が異なるものについての適応範囲・対処の異同等の確認が必要となる。また、今回は手掛かりとして代表的な罰則名称をキーワードとして使用して用例を確認するに留まってしまったため、今後は各清規の文脈に即した読解が必須となろう。

註

- (1) 当初、現存最古の清規である『禅苑清規』、『入衆日用清規』(嘉禎二年(1209)成立)、『入衆須知』(南宋・景定四年頃(1263)頃)制定)、『叢林校定清規總要』(南宋・咸淳十年(1274)に成立)、『禅林備用清規』(元の至大四年(1311)に成立)、『幻住庵清規』(元・延祐四年(1317)に成立)、『勅修百丈清規』を対象として、罰則関連のキーワードにもとづいて検索したところ、『入衆日用清規』・『入衆須知』・『叢林校定清規總要』においては設定したキーワードの記述が見あたらなかった。これらの清規における罰則関連の考察については、今後の課題としたい。
- (2) 「梵壇」・「黙擯」・「擯出」・「擯罰」・「出院」・「減擯」・「削籍」・「誠罰」・「箠擯」・「罰錢」・「罰香」・「罰油」・「罰茶」・「還俗」・「歸俗」の十五種である[『禅林象器箋』(新華書店、1996年):492-498]。以下、『象器箋』と略す。
- (3) [尾崎正善「僧堂修行における規則と罰則」『印度学仏教学研究』52-1, 2003年:156-161]。

尾崎が対象としているのは主に日本において受容された清規関連文献である。また罰則が、師と弟子という場から教団運営という方向性へと収斂されて、修行者個人が本来持つべき修行観とは異なるベクトルへと導かれる危険性があると述べている。

- (4) 百丈懷海（749-814）は唐代の禪僧で、馬祖道一に参じて印可を受けた後、百丈山の開山となった。禪宗史上においては、禪宗叢林の祖・禪宗清規の祖と見なされている。
- (5) 一般的に清規のはじまりについては、百丈懷海による史上初の清規（所謂「百丈古清規」）の制定が語られることが多いだろう。だが、百丈懷海が制定したと信じられてきた「百丈古清規」の現存は確認されておらず、こうした観点の根拠となる最も古い資料（『宋高僧傳』巻十「唐新呉百丈山懷海伝」及び『景德傳燈録』巻六・「百丈懷海伝」に附された「禪門規式」）は百丈懷海の生きた時代よりも約一世紀半から二世紀ほど下って成立しており、「百丈古清規」の現存は確認されていない。こうした中、近代的清規研究においては「百丈古清規の成文化問題」が大きな研究テーマの一つとなったが、その後の議論の展開においても百丈による成文化には疑問が呈されているとあってよい（例えば、石井修道「百丈清規の研究—「禪門規式」と『百丈古清規』」『駒澤大学禪研究所年報』第六号、1995年）。

一方、中国撰述の諸清規や伝灯録などの禪宗宗派内部の資料においては、百丈懷海は「清規制定の祖」であり、元の至大四年（1311）に成立した『禪林』では「百丈忌」が成文化されて儀礼による可視化が行われるなど、崇拜対象となっている。

ここから筆者は、「史上初の清規制定者」といった清規に関する百丈像を歴史的事実と捉えるのではなく、あくまで一つの宗教的神話として捉え、この神話が如何に機能しているのかに焦点を置く立場をとっている。詳細については、金子奈央『禪宗清規と日本におけるその受容に関する宗教学的的研究』（東京大学大学院人文社会系研究科課程博士号学位論文、2011年）第I部において論じた。

- (6) 『景德傳燈録』巻六の「百丈懷海伝」に付される〔大正蔵 51：250c-251b〕。
- (7) 筆者はかつて上記博士論文において「禪門規式」を内容から十六段に分割して考察の対象とした。詳細については、上記論文を参照のこと。
- (8) 行脚をやめて僧堂に入り、長く修行生活をする事〔『佛教語大辞典』：153d〕。
- (9) 〔大正蔵 51：250c-251b〕。以下、引用の罰則関連語には下線を付す。
- (10) 禪僧の持つ長い杖〔『佛教語大辞典』：622a〕。）
- (11) ここでは禪宗・宗門の規則といった意味かと思われる。
- (12) 『禪苑清規』に収録される「百丈規繩頌」では、この箇所は「雷同」となっている。ここから、「雷例」も「雷同」とほぼ同様の意味を指すと解釈する。
- (13) 戒律における処罰法の一つで、衆僧が黙してその者と話をしないこと〔『佛教語大辞典』：1272b〕。
- (14) 仏弟子の内、常に一群となって僧として不適切な行動を取ったことで制戒の対象となった悪行比丘を指す〔『佛教語大辞典』：1450a〕）
- (15) 『禪苑清規』十巻は、北宋徽宗の崇寧二年〔1103〕に成立した現存最古の禪宗清規であり、編

者である長蘆宗蹟が諸叢林における規則の変容といった状況に対して、百丈の古意を發揮しようとする目的で制定したと言われる。本稿では『禪苑』と略称する場合がある。

- (16) 細かな漢字の異同はあるものの、「禪門規式」をほぼ引用していると見なせるため、以下においては頌の部分のみに書き下し文を付す。
- (17) 「山に生えたつる」という意味から、住持の拄杖を指すか。
- (18) 「諸方自古共遵，所濟衆務急，救弊之要者，凡三十件，用示方來。切在詳稟，確志維衛，永成軌範。俾醜跡穢聲無流外聽。不唯叔世禪林之光茂。亦乃護法之一端耳。其事件名數條牒如左。」
[『訳註禪苑清規』：352.7-9]
- (19) [『訳註禪苑清規』：352.10-11]
- (20) 「主首」とは叢林における知事職（寺院運営をつかさどる責任ある役位のこと）を指す。
- (21) [『訳註禪苑清規』：371.10-13]
- (22) 「公行」については、一般に「公然と行う」という意であろうかと思われるが、窃盜などを犯した場合に、何を「公然と行う」のかは判然としない。ここでは「公」を役所と解釈した。
- (23) [『訳註禪苑清規』：371.10-13]
- (24) 「三條椽下」とは僧堂内で各自が坐禅する単位の別称である。ここから「三條椽下客」とは、坐禅する修行者を指す [『禅学大辞典』：400c。]
- (25) [『訳註禪苑清規』：376.11-14]
- (26) 『禪林備用清規』は、元の至大四年（1311）に澤山いつかん式咸（元代の禅僧。臨濟宗楊岐派。）が発表した清規。禅林の日用規矩によって道を躰し悟入させようという主旨のもとに編纂された。本稿では『禅林』と略す場合がある。
- (27) 論文枚数の都合上、詳細な比較はここでは割愛する。
- (28) 『論語』「里仁第四」の「子曰、見賢思齊焉、見不賢而内自省也。」（子曰く、賢を見れば齊しからんことを思ひ、賢ならざるを見れば内に自ら省みるなり。）が出典と思われる [金谷治訳註『論語』（岩波書店、1963/2009）：78-79]。)
- (29) [『続蔵 63：649b：6-9]
- (30) 以下、既に書き下し文を記したものについては、繰り返さない。
- (31) 『禅苑』では「情理」。
- (32) 『禅苑』では「弃」。
- (33) 『禅苑』には「頌云」なし。
- (34) 『禅苑』では「弃」。
- (35) 『禅苑』には「頌云」なし。
- (36) 『禅苑』では「群」。
- (37) 『禅苑』では「堂司」の直前に「即」あり。
- (38) 『禅苑』では「院」の直後に「者」あり。
- (39) 『禅苑』には「頌云」なし。
- (40) 『禅苑』では「所犯」。

- (41) 「玷辱……院門」は『禪苑』になし。書き下し文は「同倫並びに院門を玷辱すれば、」となるう。
- (42) 『禪苑』には「頌云」なし。
- (43) 『禪苑』では「應當」。
- (44) 『禪苑』では「恥」。
- (45) 「詳此條制……其為大矣。」
- (46) 『勅修百丈清規』八巻は、元の順帝の命を受けた百丈山大智寿聖禪寺の東陽徳輝らが編集したものを、笑隠大訖らが校正し、元・至元二年[1336]に成立した清規である。『禪苑清規』・『叢林校定清規総要』・『禪林備用清規』などに基づいて大成総合した上に校正を経た、最も整備された清規の一つと言われ、後代への影響も大きい。本稿では『勅規』と略す場合がある。
- (47) 詳細な比較はここでは扱わないが、宋代の景德年中に楊億が述したという体裁を取る。文字の異同や割注の省略等はあるが、この「古清規序」は『景德傳燈録』巻六・「百丈懐海伝」に附せられた「禪門規式」に基づいている[木村静雄「古清規考」『禅学研究』31, 1939年]。
- (48) [大正蔵 48 : 1121c : 3-1122a : 3]
- (49) 楊億(974頃～1020頃)は、臨濟禪者に参じた居士である。幼少期からその俊英ぶりを知られ、官僚として重職を歴任した。真宗の勅によって『景德伝灯録』を裁定する一人となり、序を著した[『禅学大辞典』: 1248b]。
- (50) 僧侶の守るべき二百五十戒を五種・七類に分類した名称。
- (51) 「擯治」は追放の罰を指す。
- (52) 「自恣」とは安居の最終日に僧侶が互いに自分の罪を告白懺悔して許しを乞うことを指す。
- (53) 「有司」は官吏・役人を指す。
- (54) 鞭打ちの上、山門外に追放すること。
- (55) 「罰錢」は罰金、「罰香」は仏前に供える香の購入負担、「罰油」は仏前に供える灯明錢の負担にあたる[『佛教語大辞典』: 1112d-1113a]。
- (56) ここは「堂儀半月」を前提としている。「堂儀半月」とは、修行中に私用で外出する場合は15日以内に戻らないと、再び掛搭(寺院の僧堂に入って長く留まって修行生活を行う事)の儀を行わなくてはならないという僧堂における規則を指す[『佛教語大辞典』: 1012a]。
- (57) [『訳註禪苑清規』: 38.7-8]。巻一の「掛搭」における記述である。
- (58) [『訳註禪苑清規』: 75.2]。巻二の「上堂」に見られる記述である。
- (59) [『訳註禪苑清規』: 350.4]
- (60) [卍続蔵 63 : 648a : 24-648b:1]
- (61) [卍続蔵 63 : 649c : 12]
- (62) 『幻住庵清規』(元・延祐四年(1317)に中峰明本(1263-1323。臨濟宗楊岐派破菴派。高峰原妙の法を嗣いだのち、定居することなく船中や菴室に起臥して自らを幻住と称した[『禅学大辞典』: 1196c])が制定した清規で、日用の規矩を十門に分けて制定したもの。本稿では『幻住』と略す場合がある。

- (63) [卍統藏 63 : 580c : 24-581a : 5]
- (64) [卍統藏 63 : 581b : 20 : 581c : 6]
- (65) [大正藏 48 : 1130c : 24]
- (66) [大正藏 48 : 1132c : 22-24]
- (67) [大正藏 48 : 1142c : 17-18]
- (68) [大正藏 48 : 1142c : 30-1143a:2]
- (69) [『佛教語大辞典』 : 1272b, 1367a]
- (70) [『訳註禅苑清規』 : 350.3] , [卍統藏 63 : 649c : 11]
- (71) 「誡罰」は、過失のあった修行僧に与える重たいさめの罰であり、杖での殴打や僧侶の財産を焼くといった意味も持つ。例えば『大宋僧史略』「別立禪居」には、「或有過者，主事示以拄杖，焚其衣鉢。謂之誡罰。」（或いは過有る者は，主事拄杖を以て示し，其の衣鉢を焚く。之を誡罰と謂ふ。） [大正藏 54 : 240b : 3-4] とある。
- (72) この他、家畜に対する過度の鞭打を諫める記述が二カ所確認できるが、本稿では省略する[『訳註禅苑清規』 : 146.15, 334.5-6]。
- (73) [『訳註禅苑清規』 : 105.9-10]
- (74) [大正藏 48 : 1121c-1122a : 2]。書き下し文は省略した。
- (75) [大正藏 48 : 1132a : 13-15]
- (76) [『訳註禅苑清規』 : 334.8-9]
- (77) 「水頭・炭頭・供頭」とは水汲み・薪炭・食事や茶菓の配給に関わる役職を指す。
- (78) 興化存獎 (830-888) は臨濟宗の禅僧。臨濟義玄の法を嗣いで、魏府の興化寺に住持した。『臨濟録』の校勘者としても知られる [『禅学大辞典』 : 779a]。
- (79) 唐代，臨濟宗の禅僧であり，興化存獎を嗣いだ。興化のもとで維那をつとめ，後に太行山に住持してから興化の後を継いだ [『禅学大辞典』 : 335c]。
- (80) [卍統藏 63 : 647a : 17-18]
- (81) 「師謂克賓維那曰，汝不久當爲唱道之師。克賓曰，不入這保社。師曰，會了不入，不會不入。曰，沒交涉。師便打。乃白衆曰，克賓維那法戰不勝。罰錢五貫，設飯一堂，仍不得喫飯。便趕出院。」（師，克賓維那に謂いて曰く，「汝久しからずして當に唱道の師とならん。克賓曰く，「這の保社には入らず。」師曰く，^{わか}會了りて入らざるか，^{わか}會らずして入らざるか。」曰く，「沒交涉。」師便ち打つ。乃ち衆に白して曰く，「克賓維那は法戰に勝たず。罰錢五貫，飯を一堂に設くるも，^な仍お喫飯するを得ざれ。」便ち院を^お趕い出す。） [景德伝灯録研究会『景德伝灯録 四』（禅文化研究所，1997年） : 479]
- (82) 笑翁妙堪 (1177-1248) は臨濟宗大慧派の禅僧。松源崇岳，無用浄全に參じ，諸山を歴住した後に，臨安の雪隠寺に勅住した。その他，浄慈・天童・育王等の五山を歴住した。
- (83) 「慕 十威儀頌」は，洗面や看經，食や入室の作法等の十項目について笑翁妙堪が残した頌の引用分に当たる。引用部分はこの内の第七頌にあたる。なお『緇門警訓』巻六には「笑翁和尚家訓」としてこの十項目が記載されている [大正藏 48 : 1071a]。

- (84) 「板」(「版」)とは鳴器の一種で、銅製と木製の二種がある。「丁當」とは金属音が鳴る音を指す。
- (85) [卍統藏 63 : 662c : 17-18]
- (86) [大正藏 48 : 1121c-1122a : 2]。
- (87) [卍統藏 63 : 649b : 20, 649c : 3] , [大正藏 48 : 1121c-1122a] など。
- (88) 後者の場合は懺悔すれば復帰することが許される。前者についてはこれを特に「滅擯」という [『佛教語大辞典』 : 1149d]。「滅擯」とは「比丘が罪を犯しても懺悔せずに悔いる心のない時に、教団から追放すること。」 [『佛教語大辞典』 : 1359a] を指す。今回対象とした中国撰述の諸清規においては「滅擯」の記載がみあたらなかった。
- (89) [大正藏 48 : 1121c : 3-1122a:7]
- (90) [大正藏 48:1127c:10-15]
- (91) 『大正藏』では「甲」となっているが、享保版を用いた『国訳一切経 和漢撰述 5 2』ではここは「申」としている。
- (92) [大正藏 48:1147c:18-20]
- (93) 大川普済(1179-1253)は臨済宗大慧派の禅僧。諸師に歴参した後、諸刹の住持をつとめた。
- (94) [大正藏 48 : 1150b : 12-13]
- (95) 「戒臘牌」を指す。戒臘順に修行僧の姓名を書き出して表示したもの。
- (96) [『佛教語大辞典』 : 1149d]
- (97) [『禅学大辞典』 : 634a]。用例については、前記「体罰」に引用したため、ここでは扱わない。
- (98) [大正藏 48:1127c:10-15]。書き下し文は、前項「擯および擯出」も参照のこと。
- (99) [大正藏 48 : 1132a : 13-15]。書き下し文は前項の同じ用例を参照のこと。
- (100) 「侵欺」とは、だまし取る事を指す。
- (101) 大正藏ではここは「覆」だが、『国訳一切経 和漢撰述 5 2』の注記によれば、宮内庁本では「覈」(調べるという意)となっている。ここは文脈から、「実際の所を調べて」と解釈する方が自然であるので「覈」を取った。
- (102) 「紊」は乱れという意味を指す。
- (103) [大正藏 48 : 1149a : 22-23]
- (104) [『佛教語大辞典』 : 805d]
- (105) [『訳註禅苑清規』 : 63.4-5]
- (106) [『訳註禅苑清規』 : 105.10-11]
- (107) [卍統藏 63 : 657a : 11-12]
- (108) 藏叟和尚は、臨済宗大慧派の禅僧、善珍(1194-1277)を指す。号は藏叟。福建省南安出身。十三歳にて出家の後、杭州にて受具。雪隠の妙峰之善の室に入る。雪峰、育王、徑山に住する。
- (109) [卍統藏 63 : 658c : 1-3]

(110) 「擯および擯出」を参照のこと。

On Penal Regulations Written in the Chinese Chan Pure Rule Texts

Nao KANEKO

This article gives examples of penal regulations written in the Chinese Chan Pure Rule texts (禪宗清規), especially *Chanyuan Qinggui* (『禪苑清規』), *Chanlin Beiyong Qinggui* (『禪林備用清規』), *Huanzhu Qinggui* (『幻住(庵)清規』) and *Chixiu Baizhang Qinggui* (『勅修百丈清規』). The examples are referred to using the names of punishments mentioned in Muchaku Dōchū's (無着道忠) *Zenrin Shōkisen* (『禪林象器箋』) as clue keywords.

In the course of my research, I found similar expressions in the above texts and showed that their source was a text known as *Chanmen Guishi* (『禪門規式』), which has been believed to indicate the contents of an assumed first Chan Pure Rule written by Baizhang Huihai (百丈懷海). Though the first Pure Rule by Baizhang's own handwriting has not been found and there is doubt about whether he really wrote it, there strongly exists in the Pure Rule texts a belief that Baizhang was the founding father of the first Chan monastery and its law, and that all the Chan monks and monasteries in later ages were heirs to Baizhang. Some examples from the texts showed such a sense of regulation by accepting the penal regulations written in *Chanmen Guishi* (『禪門規式』).

Other examples show that there were punishments such as giving floggings, imposing fines, and banishment. These punishments were given to monks who violated the monastery's rules, whose manner was bad, who stole property belonging to the monastery or their colleagues, or who disturbed the peace of the monastery through banned behavior.